

事前研修体験記

小松法律特許事務所
弁護士 中原明子（66期）

司法試験の合格発表後、司法修習が始まるまでには、3か月近い期間があります。この間に、関西大学法科大学院では、司法修習に先立って実務に触れる機会として、法律事務所での事前研修の機会を設けてくれています。関大法曹会の先生方の全面的なご協力を得ての修了生に対するこのように手厚いサポートは、関西大学法科大学院ならではの良さだと感じています。

私も司法試験合格後、小松法律特許事務所（大阪）において、3日間の事前研修の機会をいただき、実際の事件や、事務所の先生方のプロとしての矜持に触れ、大きな刺激を受けました。

小松法律特許事務所では、一般民事事件のほか、知的財産と倒産という2つの専門分野を持っており、事前研修では、これらの専門分野についても、可能な範囲で、依頼者との打ち合わせや内部ミーティング等に参加させていただきました。このときの経験が、自分もこれらの分野を専門とする弁護士になりたいという強い思いにつながり、現在、ご縁を頂いて同事務所でアソシエイトとして勤務させて頂いております。

短いですが、内容の濃い3日間でした。これから司法試験に合格される皆さまにとっても、あらゆる意味で貴重な経験になるかと思いますので、是非、積極的にご参加いただければと思います。